

平成22年10月26日

神奈川県青少年課 企画グループ 御中

郵便番号 105-0003
住 所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階
氏 名 社団法人電気通信事業者協会
電話番号 (03)3502-0991

「かながわ青少年育成指針の改定素案」についての意見

「かながわ青少年育成指針の改定素案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

＜改定のポイント③急激に進展する情報化社会への対応について＞

「神奈川県青少年保護育成条例見直しの考え方」についての当協会意見書（平成22年5月20日付）のとおり、青少年の健全育成には、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体の協力が重要であると認識しており、この観点から、今回の「改定のポイント」における貴県の姿勢に賛同いたします。

＜変化する社会環境への対応2＜急激に進展する情報化社会＞について＞

「携帯電話のフィルタリングサービスの設定は、小学生でも3割以下と、進んでいません」とありますが、素案に掲載されているアンケート調査結果※によれば、フィルタリングサービスの設定有無について「わからない」という回答が多く見られます。事業者といたしましては、保護者の方がフィルタリングサービスをご理解の上、その必要性について責任持ってご判断いただけるよう、「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」に基づき、店頭での説明強化等の施策を引き続き行って参ります。

また、情報モラル教育についても、引き続き各事業者における携帯電話教室の開催等で協力して参る所存です。

※ 本調査の実施時期は平成20年1月～3月と2年半以上前のものであり、また「わからない」と回答された方の中にはフィルタリングを設定済みの方もいらっしゃると思われることから、実際の利用率は3割を大きく超えるものと考えます。

なお、当協会の調べによれば、平成22年3月末現在のフィルタリング設定率は、12歳以上～15歳未満の契約者ベースでは68.9%となっています。

<指針の改定について>

民間事業者では、青少年のインターネット利用状況やフィルタリングサービスの普及状況等を踏まえつつ、様々な施策を実施しているところであり、貴県におかれましては、このような民間の自主的な取り組みを促進すべく引き続きご支援頂ければと思います。

以 上